



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第31号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の7第5号中「限る。）」の次に「及び幼保連携型認定こども園審議会」を加える。

第16条の2第7号を次のように改める。

(7) 指定難病審査会、小児慢性特定疾病審査会及び地方精神保健福祉審議会の庶務に関すること。

別表第32の1の地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の項の次に次のように加える。

長野県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第8条の規定による指定難病の患者について支給認定をしないことに係る審査に関すること。	保健・疾病対策課
長野県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに係る審査に関すること。	保健・疾病対策課

別表第32の2の長野県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

長野県幼保連携型認定こども園審議会	長野県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年長野県条例第46号）第1条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。	こども・家庭課
-------------------	--	---------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間におけるこの規則による改正後の長野県組織規則別表第32の2の長野県幼保連携型認定こども園審議会の項の適用については、同項中「第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項」とあるのは、「第17条第3項」とする。

こども・家庭課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第7項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

障がい者支援課

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第8号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1のア中	「 <table border="1"><tr><td>6,500円</td></tr><tr><td>8,400円</td></tr><tr><td>9,600円</td></tr><tr><td>10,200円</td></tr></table> 」	6,500円	8,400円	9,600円	10,200円	を	「 <table border="1"><tr><td>6,600円</td></tr><tr><td>8,500円</td></tr><tr><td>9,700円</td></tr><tr><td>10,300円</td></tr></table> 」	6,600円	8,500円	9,700円	10,300円	に、				
6,500円																
8,400円																
9,600円																
10,200円																
6,600円																
8,500円																
9,700円																
10,300円																
	「 <table border="1"><tr><td>11,100円</td></tr></table> 」	11,100円	を	「 <table border="1"><tr><td>11,200円</td></tr></table> 」	11,200円	に改め、同1のイ中										
11,100円																
11,200円																
	「 <table border="1"><tr><td>9,600円</td></tr></table> 」	9,600円	を	「 <table border="1"><tr><td>9,700円</td></tr></table> 」	9,700円	に、「 <table border="1"><tr><td>11,200円</td></tr></table> 」	11,200円									
9,600円																
9,700円																
11,200円																
	を	「 <table border="1"><tr><td>11,300円</td></tr></table> 」	11,300円	に改め、同1のウ中	「 <table border="1"><tr><td>8,700円</td></tr></table> 」	8,700円	を									
11,300円																
8,700円																
	「 <table border="1"><tr><td>8,800円</td></tr></table> 」	8,800円	に、	「 <table border="1"><tr><td>10,600円</td></tr><tr><td>11,200円</td></tr><tr><td>11,500円</td></tr><tr><td>12,000円</td></tr><tr><td>12,400円</td></tr></table> 」	10,600円	11,200円	11,500円	12,000円	12,400円	を	「 <table border="1"><tr><td>10,700円</td></tr><tr><td>11,300円</td></tr><tr><td>11,600円</td></tr><tr><td>12,100円</td></tr><tr><td>12,500円</td></tr></table> 」	10,700円	11,300円	11,600円	12,100円	12,500円
8,800円																
10,600円																
11,200円																
11,500円																
12,000円																
12,400円																
10,700円																
11,300円																
11,600円																
12,100円																
12,500円																

に改め、同1のE中

6,500円
8,400円
9,600円
10,200円

を

6,600円
8,500円
9,700円
10,300円

に、

「11,100円」を「11,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の135」を「100分の165」に、「100分の175」を「100分の205」に改め、同条第2号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の165」を「100分の150」に、「100分の205」を「100分の190」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委

員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第16号中「満15歳」を「子（配偶者の子を含む。）、配偶者、父母又は配偶者の父母（以下この号において「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は養育する満15歳）」に、「「子」を「養育する子」に改め、「を養育する職員が、子」及び「看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は）」を削り、「子の世話をいう」を「世話をいう。以下この号において同じ）」に、「5日」を「5日を超えない範囲内で必要と認める期間」に、「10日）」を「10日」に、「期間」を「期間（当該期間のうち子等（養育する子を除く。）の看護を行う場合に認めるものは、5日を超えないものとする。）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

人事委員会事務局